

◎新潟県告示第513号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、糸魚川市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和5年5月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等	
6月6日（火）	午後1時から4時まで	西能生地区公民館	糸魚川市全域	
6月7日（水）	午前9時から正午まで			
6月8日（木）	午後1時から4時まで			
6月9日（金）	午前9時から正午まで	根知地区公民館		
6月12日（月）	午後1時から4時まで	糸魚川市役所		
6月13日（火）	午前9時から正午まで			
6月14日（水）	午後1時から4時まで			
6月15日（木）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	大和川地区公民館		
6月16日（金）	午前9時から正午まで	下早川地区公民館		
6月19日（月）	午後1時から4時まで	市振地区公民館		
6月20日（火）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	青海総合文化会館		
6月21日（水）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	糸魚川市役所		
6月22日（木）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	糸魚川市民会館		
6月23日から令和6年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日及び令和6年1月2日、同月3日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所		上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所		特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会